

令和7年度 五木中学校いじめ防止基本方針

五木村立五木中学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

ア 生徒のようすを知る・把握する

- 生徒や学級のようすを知るためにには、教職員の日頃からの気づきが大切である。生徒に寄り添い、同じ目線で物事を考え活動する。
- 生徒のようすを知った上で、いじめにつながるような要因はないか、生徒間等の情報を収集し、教職員で共有・共通理解を図っていく。

イ 「熊本の心」を基本とした、助け合う仲間づくりのために

- 教職員の配慮のない言動がいじめの一因とならないよう、「くまもとの教職員像」を中心に置き、生徒から慕われ、信頼される教職員を目指す。
- 溫かく活気のある学級や学校づくりを展開するために、教職員の共通理解を深め、心の通り合う協力協働体制がとれるよう努力する。
- 生徒が授業や学校生活において、自尊感情を高められるような場面や行事を多く設定するとともに、自己肯定感につながるような教職員の温かい声かけを増やしていく。

ウ 命や人権を尊重した豊かな心づくり

- 校内人権教育全体計画に基づき、生徒たちが「自他を大切にする」「人の痛みを思いやる」ことができるよう、人権意識の高揚、実践に努める。
- 道徳科の授業実践等を中心として、「命を大切にする心」「他人を思いやる心」など、「人間性豊かな心」を育てる取り組みを確実に行う。
- いじめについての本質的な理解を深める授業を各学年で必ず実施するとともに、「いじめに負けない」集団づくり（いじめを許さず、乗り越えようとする心を高め合う活動）を推進する。
- 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図るために、道徳科授業での確実な実践とともに、地域の警察（駐在所）等との連携を図る取組を積極的に行う。

エ 保護者や地域との協力

- 日頃から家庭との連絡を密にするとともに、保護者会やPTA各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見を交換する場を設定する。また、校内の授業公開・情報公開を積極的に行う。

(2) いじめの早期発見のために

ア 教職員の人権感覚を高める

- 生徒一人一人の人格を大切にし、生徒の立場に立った教育活動を行う。そのために、生徒たちの気持ちを受け入れ、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めるよう努める。
- 教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、教職員自身のコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めるよう努力する。（生徒との活動や職員研修等をとおして）
- 生徒が安心して相談したり活動したりできるよう、「心の居場所づくり」を行い、保健室や相談室等を活用し取組内容の充実を図る。なお、教職員間で共通理解を図り、協力して支援を行っていく。

イ 早期発見のための手立て

- 生徒のようすを把握するためには、できるだけ生徒と過ごす時間を増やし情報を収集する。また、日頃から、担任・生徒・保護者間の教育相談等を行う中で信頼関係を強いものにしていく。
- 県の「心のアンケート」調査を含め、定期的ないじめ実態アンケート調査を実施し、悩みやいじめの状況を確実に把握する。また、アンケート結果をすぐに生かし、教育相談につなげるようする。
- アンケート調査結果については、生徒だけでなく、必要に応じて保護者や学校評議員会へ公表するなど、その意見をいじめ防止活動に生かす。
- 定期的な教育相談（生徒指導部計画）を確実に行うとともに、普段の学校生活においても、随時、担任等による教育相談を実施できるようにする。また、積極的にスクールカウンセラー等の活用を図る。
- アンケート結果や教育相談での情報を収集し、生徒指導推進委員会（いじめ防止対策会議含む）等において情報を共有し、予防対策等を考え迅速に動く。
- 生徒会活動において、いじめ防止・いじめ根絶運動や命の大切さを呼びかける自主的な取組等を行うとともに、生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりを積極的に行う。

(3) いじめへの対応・対処

- ア いじめ対応の基本的な流れ
- いじめの情報をキャッチしたら、「いじめ防止対策委員会」と連動し、次のような流れで対応していく。
①正確な実態把握 → ②指導体制・方針決定 → ③生徒への指導・支援、保護者との連携 → ④今後の対応・支援を計画
 - イ いじめ発見時の対応
 - いじめを発見・認知した場合は、その場でいじめを止めるとともに、次のような流れで対応していく。
①いじめ発見・認知 → ②担任・学年職員・生徒指導担当に連絡 → ③管理職（校長・教頭）に連絡 → ④いじめ防止対策委員会での対応策検討 → ⑤いじめ解消に向けた対応・指導（経過観察含む） → ⑥問題の解決 → ⑦再発防止・未然防止活動
 - いじめ発見時の対応で、被害を受けた生徒に対しては、本人のつらい気持ちを受け止め共感し、必ず解決ができる希望を持たせる。また、加害者側の生徒については、いじめに至った気持ちや状況を聞き生徒の背景にも目を向ける。
 - いじめ発生時は、「積極的にいじめを認知し、適切に対処すること」を基本に、いじめ防止対策委員会等を通して、教育的配慮のもと慎重に対処していく。
 - 家庭（保護者）や地域・第三者からも情報を詳しく得て正確に把握する。また、保護者等対応は、複数の教職員（担任・生徒指導担当等）で対応し、事実に基づいて丁寧に進める。

(4) インターネット上のいじめの対応・対処

- ア 未然防止のために
- 生徒へは、学級活動や授業、全校集会等を通して、ネット上の不適切な書き込みを行わせないように、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を活用し、情報安全・情報モラル教育の充実を図る。また、教職員に対しては、情報の研修会等を積極的に開催し充実を図る。
 - 生徒や保護者の情報モラルの充実を図るために、積極的に講演会・研修を行う。
 - P T A懇談会等をとおして、本校の「学習用タブレットパソコンの利用についての同意書」の内容を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と取組を推進する。
 - イ 早期発見・早期対応
 - いじめ調査アンケート等に、インターネットに関する項目を設定し、早期発見に努める。
 - インターネット上に不適切な書き込みがあった場合は、すぐに印刷や撮影を行い、確認し記録する。
 - 関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコン等を確認し、不適切な書き込みの削除依頼を専門的な機関に連絡し、速やかに措置をとる。（プロバイダや警察などの機関） - ウ 事案解決後の対応
 - 書き込みを削除した場合でも、書き込みされた内容のデータがパソコン等の中に残っている場合もあるので、必要に応じて、その後も書き込み状況の経過を確認する。

2 いじめ防止への組織的対応

(1) 校内体制の整備

- ア いじめ防止対策委員会の設置
- 構成員
 - ・校長、教頭、情報集約担当者、生徒指導担当、各学年主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
※ 情報集約担当者：情報の集約を行い、情報の窓口を一元化する。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等の外部専門家を活用する。
 - 活動内容
 - ・いじめ防止対策委員会の定例会開催は、2週間に1回程度行い、いじめ事案の発生時は緊急対策会議を開催し、事案の状況に応じて慎重に検討・対応していく。
 - ・いじめ防止対策委員会での対応を職員会議において報告し、共通理解を図る。
 - ・いじめ防止対策委員会の取組においては、年度末等にPDCAサイクルの検証を行い、様々な観点から見直しを図っていく。
 - ・いじめ防止対策委員会の補助機関として、生徒理解・生徒指導連絡会を隔週で開催し、いじめの有無について等の確認を常に行う。
- イ いじめ防止対応マニュアル（別紙：いじめ防止対応マニュアル図）の作成
- いじめ防止及びいじめの事案に対応するため、いじめ防止対応マニュアルを作成する。
マニュアルにおいては、校長を中心に全職員が危機管理意識を高く持つとともに、共通理解を図り、協力協働し組織的に取り組んでいく。
 - 重大事態については、「いじめ重大事態調査委員会」の内容や関係機関との連携を含んだ、いじめ対応重大事態マニュアル図を作成する。なお、その際、県作成のマニュアルを

随时確認し取り組む。

ウ 年間指導計画の作成

- 計画作成にあたっては、職員会議・職員研修の内容、防止対策、早期発見等の項目において毎月の計画を立て、地域や家庭（保護者）との連携等に留意し、総合的に推進する。

エ 教職員研修の充実

- いじめの態様に応じた様々なスキル・指導力、教育相談力を向上させるための研修（事例研究、カウンセリング・マインド研修、OJT等）を充実させる。
- 専門家（SCやSSW等）を講師とした研修を積極的に実施する。

(2) 関係機関との連携

ア 監督官庁との連携

- いじめ問題が発生した場合は学校だけで抱え込むことなく、教育委員会・教育事務所に速やかに報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受ける。また、それぞれに連携していじめ事案の早期解決を目指す。

イ 警察、地域・関係機関等との連携

- 犯罪と認められるような事案については、警察署・駐在所に相談し連携して対応していく。また、様々な事案の要因について調査・相談する場合は、役場の保健福祉課や地域の民生・児童委員等にも協力を得ながら行う。

3 重大事態への対応・対処

(1) 重大事態について

ア 重大事態の規定（いじめ防止対策推進法第28条第1項より）

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態の意味（生命、心身又は財産に重大な被害等の意味）

- 重大事態の意味については、以下のことがあげられる。（熊本県いじめ防止基本方針）
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態の報告・調査

ア 報告について

- 学校で重大事態が発生した場合は、その旨を村教育委員会に報告し、村教育委員会を通じて速やかに村に報告する。（法第30条第1項）
- 同時に、警察や球磨教育事務所（県教育委員会）に報告する。
- 報告に必要な情報収集を確実に行うとともに、当該関係の保護者への連絡を密にする。

イ 調査について

- 村教育委員会又は学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織（いじめ重大事態調査委員会）を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。（法第28条第1項）
- 調査にあたっては、村教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、村教育委員会または学校で行う。なお、学校が主体となる場合は、村教育委員会は必要な指導、助言又は支援を行う。（法第28条第3項）
- 事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となつたいじめ行為等について、客観的な事実関係を調査する。

ウ 「いじめ重大事態調査委員会」の設置と構成員

- 学校内で設置する場合の構成員は、「いじめ防止対策委員会」のメンバーに加え、保護者代表（PTA会長）、SC、SSW等の専門家を加える。

エ 調査の留意点

- 必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- いじめを受けた疑いのある生徒本人から聞き取りが可能な場合、当該本人から十分な聞き取りを行う。
- 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法をとる。
- 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- 生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援とともに、予断のない情報発信や個人のプライバシーへの配慮をする。

オ 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- 調査結果については、村教育委員会に報告するとともに、村教育委員会を通じて村長に報告する。※熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）令和2年11月24日より